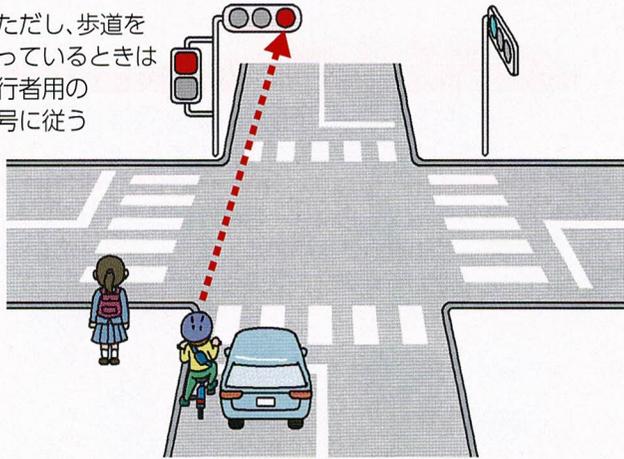


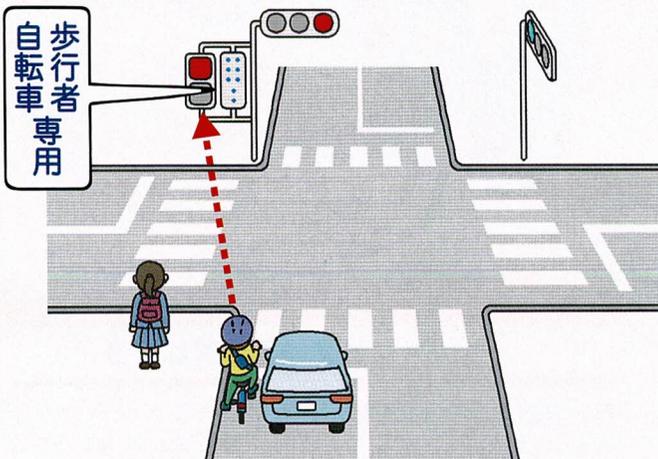
自転車のルールをもう一度確認してみましょう

「歩行者・自転車専用」の表示がない場合 車両用の信号に従わなければいけません

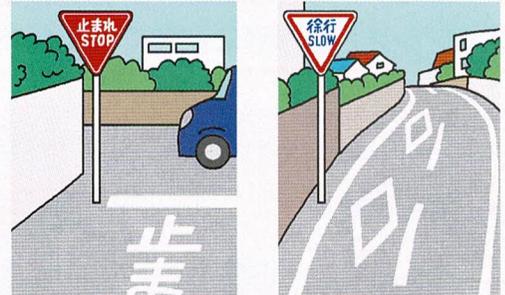
※ただし、歩道を
走っているときは
歩行者用の
信号に従う



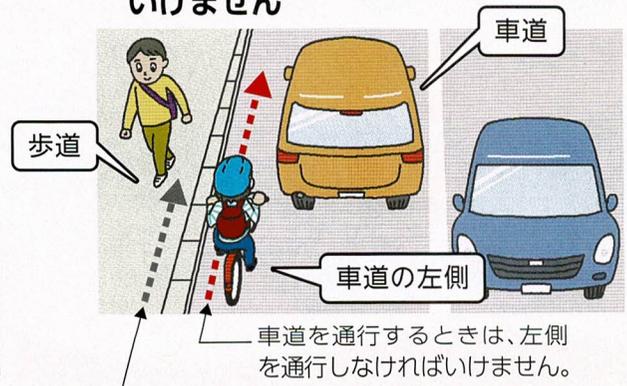
「歩行者・自転車専用」の表示がある場合 歩行者用の信号に従わなければいけません



道路標識・標示に従い、一時停止 やすぐに停止できるような速度で 通行するなどして、安全を確認し なければいけません

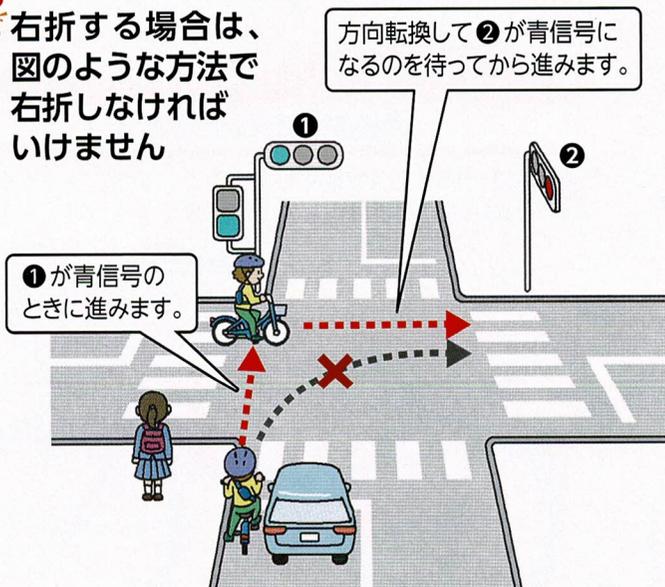


車道と歩道の区別のある道路では、 原則として、車道を通行しなければ いけません



車道を通行するときは、左側を通行しなければいけません。
歩道を通行する場合は、車道寄りを安全な速度で通行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、止まらなければいけません。

右折する場合は、 図のような方法で 右折しなければ いけません



歩道を通行することができる場合



歩行者優先

- 道路標識により自転車が歩道を通行することができる」とされているとき
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき

- 自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき

